平成２３年（フ）第３０２号
沖縄県糸満市字糸満605番地上原アパート301号
債務者　渡邊　信介
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第６６号
福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字向宿81番地５
債務者　金澤とみ子（旧姓有賀）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第２２９４号
名古屋市西区栄生３丁目15番22号　パリーマンション２　201号
債務者　安藤　和実
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７９号
青森県黒石市あけぼの町90番地　市営住宅168号
債務者　宇野百合子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３９号
宮城県登米市南方町照井93番地７
債務者　刈谷　治雄
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２５６号
神奈川県三浦郡葉山町一色2012番地
債務者　久野　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２６５号
神奈川県横須賀市湘南鷹取５丁目45番Ｐ―405号
債務者　石渡　正子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２００号
埼玉県深谷市武蔵野2368番地２
債務者　酒井　勝則
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７８号
埼玉県熊谷市銀座５丁目３番24号
債務者　大橋　陽一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６１０号
千葉県船橋市習志野台２丁目49番９―305号
債務者　花澤　英昌
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１０号
千葉県船橋市松が丘４丁目５番14号
債務者　花田　辰也
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９１８号
千葉市緑区おゆみ野中央６丁目31番地14　カサベルデＣ201号
債務者　中山　金幸
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４２号
千葉県船橋市習志野台１丁目30番３号　高根ハイツ102号
債務者　小林　忠次
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８８号
千葉市若葉区加曽利町1555番地15
債務者　河井　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９８９号
千葉市若葉区加曽利町1555番地15
債務者　河井　節子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００６号
千葉市若葉区千城台南３丁目２番７棟105号
債務者　鈴木　　哲
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１７号
千葉県市川市末広２丁目20番５号　英ハイツ103
債務者　松本浩二郎
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３８号
千葉県市川市香取２丁目７番25―302号　ユタカハイツ
債務者　小坂　倫子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係